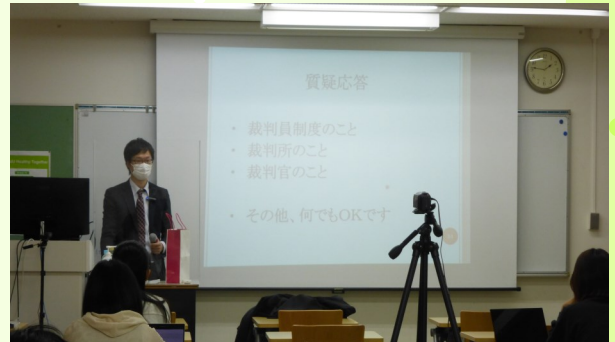


出前講義実施レポート

～国際教養大学～



令和4年11月16日（水）、国際教養大学の学生及び職員約20人に、現役の裁判官が裁判官の仕事、裁判員制度や民事事件と刑事事件の違いなどについて講義を行いました。



聴講された方からは次のような質問及び感想をいただきました。

【質問】

- 裁判員の顔や名前が知られてしまう心配はありませんか。
- 裁判員制度が導入された目的の一つに、一般の国民と裁判官の考え方の溝を埋めるということもあると思うのですが、裁判員制度を導入して変わったことはありますか。
- 裁判員が心理的負担を感じることもあるのではないかと思います。心のケアのフォロー等はあるのですか。
- 裁判員にはいろいろな考え方を持った方がいて、意見をまとめるのが大変だと思うのですが、裁判員制度を導入したことによる利点や、導入前と比較して物事の判断の公平さや裁判のスピード感がどのように変化してきたか教えてください。
- 秋田地方裁判所では年間何件位の裁判員裁判が行われていますか。

【感想】

- 学ぶことが大変多かったです。
- 興味深く、長い講演にも関わらず集中を切らさず聞き入ることができました。



秋田地方裁判所では、裁判官が企業や学校に出向いて裁判員制度や裁判官の仕事に関して説明を行う出前講義を開催しています。費用は無料です。時間は1～2時間程度を予定しています。

裁判員制度に加え、ご要望があれば、その他の裁判についての説明を併せて行います。日程・内容、詳細についてはご相談ください。

お問合せは 秋田地方裁判所総務課 Tel018-803-0181



長瀬

さいたん